

八王子市立保育園指定管理者候補者選定のための評価会議開催要綱

(目的)

第1条 八王子市立保育園の管理を行う指定管理者の選定を公正かつ適正に実施するため、八王子市立保育園指定管理者候補者選定のための評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

(評価事項)

第2条 評価会議は、次に掲げる事項を評価する。

- 1 優良事業者の可否判定に係る対象事業者の評価
- 2 公募による事業者の選定に係る応募書類及びプレゼンテーションの評価
- 3 その他市長が必要と認める事項。

(構成)

第3条 評価会議は別表に掲げる者をもって構成する。

(庶務)

第4条 評価会議の庶務は、子ども家庭部保育幼稚園課において処理する。

(謝礼)

第5条 評価会議の参加者に対して謝礼を支給する。ただし、市職員については、この限りでない。

- 2 謝礼の額は、参加日ごとに5,000円とする。

附 則

この要綱は平成26年5月22日から施行する。

この要綱は平成27年3月31日をもって、その効力を失う。

別表

選 出 区 分	選 出 理 由
学識経験者	児童福祉に造詣が深い学識経験者の専門性を活かす。
児童福祉施設運営に関わる者	保育を要する子どもの生活、心理に精通している。
主任児童委員	子育て家庭への支援活動を行うなど、地域における子どもの生活及び取り巻く状況を熟知している。
市民団体を代表する者	地域の発展に係る市民活動に精通している。
利用者を代表する者	現在の子どもが置かれている状況を基に、親（保護者）の立場から意見を述べる。
関係所管部長	子ども家庭部長（担当部長）
関係所管部長	福祉部長（福祉事務所長）
関係所管部長	学校教育部長（保・幼・小連携関連）